

令和8年度 京都市立山科中学校「学校いじめの防止等基本方針」

I 総則

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。いじめに対しては、学校が組織として把握（いじめを認知）し、毅然とした姿勢で指導を徹底する。また、日常的に見守るなど、未然防止・早期解決につなげることが重要である。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、いじめの防止等のための基本的な方針(平成29年3月改訂)を受けて、本校のいじめ防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめは、すべての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなることを目指して行う。また、すべての生徒が「いじめは決して許さない」という態度を示し、いじめを認識しながら見て見ぬふりをすることがないよう、いじめが、いじめを受けた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす、許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることも旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服し、再発防止に向けた取り組みを行うことを目指す。

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条 いじめの定義）

2 いじめ対策委員会

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うために、スクールカウンセラー等の心理、福祉に関する専門的な知識を有する者も構成員に含むいじめ対策委員会を設置し、この組織を法第22条に規定する校内組織として位置付ける。さらに生徒指導委員会においても情報交換を密に行う。

○いじめ対策委員会（生徒指導委員会）

[実施予定] 月1回（※緊急に対応を要する場合は、この限りではない。）

[構 成 員] 学校長 教頭 生徒指導部長 補導主任 各学年主任 養護教諭 教育相談主任

[内 容] ・各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導に生かす。

- ・定期的な未然防止対策・早期発見対策を勘案・検討し推進する。
- ・生徒指導委員会での情報交換に基づき、必要に応じて組織的な対応を検討し推進する。
- ・いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行い、いじめであると判断されたら、いじめ対策委員会での問題解決まで被害・加害双方に対し指導・支援を行う。

[周知方法] ・年度初めの学校だより、HP等を活用し、対策委員会の周知を図る。

○補導部会

[実施予定] 週1回

[構成員] 学校長 教頭 生徒指導部長 補導主任 各学年補導係 養護教員

[内容] ・各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導に生かす。

- ・問題行動に対する未然防止対策・早期発見対策を勘案・検討し推進する。
- ・問題行動を起こした生徒への支援・指導を検討し実践する。
- ・いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行い、いじめであると判断されたら、いじめ対策委員会での問題解決まで被害・加害双方に対し指導・支援を行う。

3 学校いじめ防止プログラム

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得ることを踏まえ、「一人一人の子どもを徹底的に大切にする」という理念の下、より根本的ないじめ問題の克服に、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要である。また、全ての生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係が構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」という指導を徹底し、生徒自身が主体的にいじめについて考え、いじめをなくす行動力の育成に努めていきたい。さらに、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係が構築できる能力の素地を養うことが必要である。そのため、次に示す取組に重点を置き、いじめの防止につなげたい。

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

学習環境の整備

- ・すべての生徒が安心して学校生活が送れるよう、校内美化に努める。特に学習教室は落ち着いて授業が受けられるよう環境美化に努める。また、生徒とともに美化活動を行うなど、あらゆる場面で生徒との心通う関係づくりをする。

授業改善

- ・すべての生徒に学習基盤の定着を図り、日常的に学習規律（学びの作法）の確立に努め、生徒の特性を把握し効果的な学習形態を工夫することで生徒が安心して学習に臨める環境づくりを行う。公開授業週間、校内授業研究日、支部授業研修会などを通じて生徒がわかる授業づくりに努める。

道徳教育、人権教育の充実

- ・生徒の道徳的実践力を育むため、家庭や地域社会との共通理解、連携を深め、道徳の授業はもとより教育活動全体を通じて道徳や人権教育の充実をはかる。そのためにこれまで行っている道徳や人権の授業のカリキュラムを大切にしながらもいじめの防止対策の基礎となる道徳的資質を培うため、生徒の発達段階に応じた教材を用い指導・啓発を行う。

生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・職業体験やボランティア活動、地域の方々とのふれあいトーク等の体験活動を通じて、教科・総合的な学習の時間、特別活動と道徳の時間との関連を図り、道徳的価値の自覚を深める指導の充実を図る。

生徒同士の絆づくり

- ・生徒会活動や生徒の主体的・自発的な活動を重視するとともに、集団生活や集団活動の楽しさを実感させ、集団の一員としての役割を担い、責任を果たす中で、自分への自信を培い、自己有用感を高め自己実現につなげる指導を進める。

生徒の啓発

- ・本校の教育目標を基盤とした生徒会目標を様々な機会に捉え、生徒に周知し、生徒自らが規範について考え行動実践できる力を育てる。生徒の実態を踏まえた自主的・自発的な生徒会活動を立案し推進できるように指導する。

その他

- ・学校評価アンケートを行い、いじめ防止対策推進法の趣旨や国立教育政策研究所の報告を踏まえて結果を分析し、成果と課題を周知するとともに課題解消のための対策を講じる。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

日常の生徒に関する情報共有

- ・日常の生徒観察や随時の教育相談、学級日誌や教科担任との情報交換などあらゆる機会を捉えて生徒のささいな変化に気づき、生徒の実態把握に努める。そして、その情報を確実に共有・分析し、速やかに対応する。情報伝達・共有に関しては口頭だけでなくメモ等を活用して確実にを行う。また、保護者や地域との連携を細かく丁寧に行い、生徒の変化を早期に発見する。今まで当たり前だと思っていたことを点検し、意識的・積極的に活用していく。

生徒に対する定期的な調査

- ・日常の生徒観察に加え、いじめに関するアンケート、こころとからだのアンケート、クラスマネジメントシート（わたしのクラスアンケート わたしの毎日アンケート）を複数回実施し、生徒の実態把握を多面的に行い、諸課題の早期発見に努める。また、結果から背景をさぐり、早期の支援・指導を行う。
- ・日常の随時の教育相談はもちろんのこと年2回の教育相談週間を設定し、前述のクラスマネジメントシート、こころとからだのアンケート等生徒を多面的に観察・理解できるツールを活用していく。
- ・保護者や地域、関係機関の支援が必要な場合は、学年・学校として協議し適量な支援・指導を行う。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

基本的な考え方

- ・いじめに関する情報を教職員個人が抱え込まず、組織での（情報）共有、対応を行う。
- ・いじめ対策委員会等の組織で情報の集約と共有を行う。
- ・組織的かつ実効的にいじめ問題に取り組めるよう努力する。
- ・丁寧な事実確認・聴き取りの徹底を図る。
- ・いじめを受けた生徒の保護・支援に努める。
- ・保護者等への理解・協力を得ながら、いじめを行った生徒への指導を適切に行う。
- ・必要に応じて、周囲の生徒への指導も行う（学級指導、学年指導、全校指導等、そのケースに応じて必要な指導を検討し、実施する）。
- ・教育委員会への報告、警察との連携 等

いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応（※ 次ページの図を参照）

インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

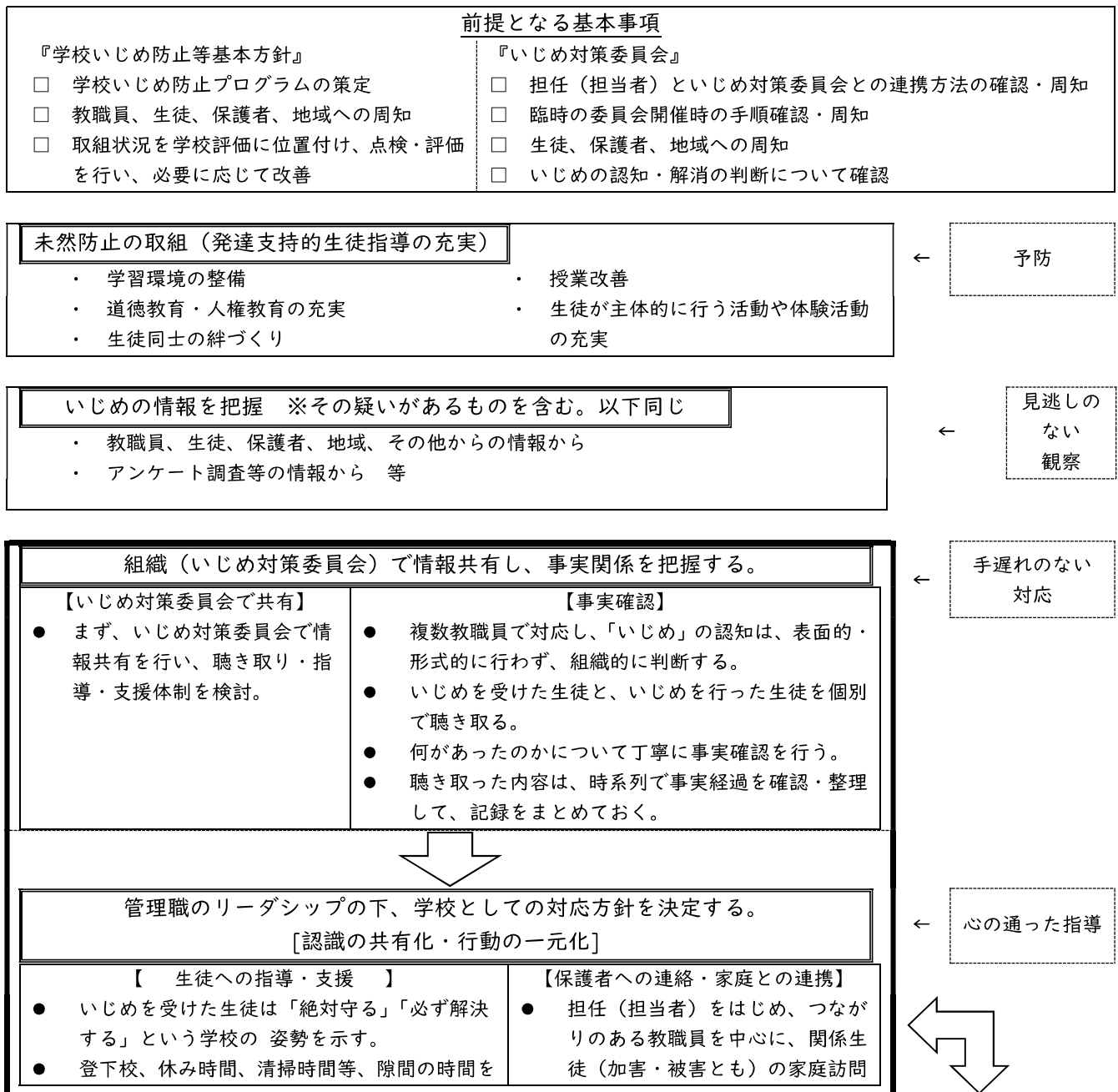
- ・校則の遵守を指導し、個人所有の携帯端末の校内への持込と使用の禁止を学校・保護者が連携してすすめる。
- ・京都市教育委員会・京都府警本部と連携し2年生では「非行防止教室」を実施する。また、適宜「情報モラル教室・ケータイ教室」を実施し、インターネットや携帯電話の利用について、危険性はもちろんのこと問題行動全般に関する未然防止の啓発・指導に努める。

- ・ 日常の生徒同士の関わりの中に適宜介入し、生徒のソーシャルスキルの向上に努め、生徒一人一人の居場所づくりに努める。
- ・ 教科指導（社会科、技術・家庭科）の中で情報リテラシーを涵養する。
- ・ P T A 活動や地域生徒指導連絡協議会、関係諸団体の活動を通じて保護者や地域への啓発活動を行う。

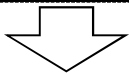
「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・ 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ① いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること
 - ② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
- ※ 面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

※ 図 いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応



| | | |
|---|---|--|
| <p>つくらず、被害・生徒を見守るとともに、必要に応じてスクールカウンセラー、パトナ等との連携を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめを行った生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、<u>再発防止</u>に向けた指導を行う。 周囲の生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。 | <p>等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。</p> | <p>【教育委員会への報告・連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。 |
| <p>【謝罪の場の設定】</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめを受けた生徒・保護者の意向を十分尊重し、関係生徒、保護者が一堂に集まり謝罪をする場をもつ。 ※事案内容によってはこの限りではない。 | <p>【関係機関との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて警察、相談所等と連携して対処。 | |



| |
|---|
| <p>「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施</p> <p>【学校全体での継続的な指導・支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。 <ul style="list-style-type: none"> ①いじめに係る行為が<u>少なくとも3か月間止んでいること</u>（救済） ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復） <p>※ 面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。</p> |
|---|

(4) 教職員の資質能力向上の取組

- 日常的に生徒の動向の情報交換を行い、教職員相互の観察視点の補完を行うとともに、観察視点の多角化に努める。
- いじめアンケート実施後に教職員で情報共有を行う。
- 研修を通してクラスマネジメントシートの活用手段等を身に付け、実践に生かせるようにする。
- 校内研修会を実施し、いじめ防止対策に関する研修を行う。
- 学校評価の評価項目に位置づけ PDCA サイクルを促進する。
- 定期的に生徒観察の視点点検（チェックシートの実施）を行い、教職員相互で補完する。

4 保護者・地域、関係機関との連携

保護者の啓発

- 「子どもを共に育む京都市民憲章」を保護者・地域に広く周知し、共に子育てを進める。
- 機会を捉え、いじめ防止対策推進法の趣旨を保護者・地域に広く周知し、いじめの解消が保護者の理解・協力なしに進まないことの理解を広く求める。具体的には、『いじめられていないか?』と同等、『他の子どもをいじめていないか?』の家庭・地域での声かけを生み出していけるようにする。
- いじめ不登校対策委員会の設置について、保護者・地域に広く周知をする。

その他 保護者・地域への情報発信、啓発、協同の取組、関係機関との連携など

- ホームページ、学校だより、学年だより等での積極的発信を行っていく。
- 学校運営協議会、PTA本部役員会、休日参観日の保護者会、地域生徒指導連絡協議会等での積極的啓発を行っていく。
- 必要に応じて、警察等との連携も行っていく。

5 重大事態への対処

基本的な考え方

いじめを受けた生徒の状況に着目し、「一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、「二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間(30日を超える期間)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」、具体的な事案の態様から判断した上で、重大事態と捉え対応する。

重大事態が発生したときの対応

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、重大事態が発生した旨を教育委員会に直ちに報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には本校の下に組織を設け、質問紙の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にし、経過・心情なども丁寧に聞き取りをする。また、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

6 年間計画(予定)

| 月 | 対策会議(いじめ対策委員会等)の開催や教職員の資質能力向上(校内研修)の取組 | 未然防止の取組 | 早期発見・積極的認知の取組 | 保護者等への発信関係機関との連携 |
|---|--|--|---|---|
| 4 | ◇生徒指導部会・研修会 「校内体制や組織的対応、関係機関との連携等に関する共有」 「年間計画と役割の明確化」 「生徒指導部方針の共有」 ◆職員会議 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 ◆校内研修会 「生徒指導上、気になる生徒の共有」 | ・入学式 ・学級開き ・学校だより及びHP でいじめ対策委員会設置の紹介 ・新入生を迎える会 ・学級目標決め | ・前年度の記名式アンケート・クラスマネジメントシート・引き継ぎ事項について確認と共有 | ・入学式で保護者啓発 ・授業参観 ・家庭訪問週間 ・部活保護者会 |
| 5 | ◇いじめ対策委員会 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 ◆小中連絡会(授業参観・研修会) | ・憲法月間の講話「基本的人権の尊重」について ・人権学習① ・いじめ追放学活 ・いじめについての道徳 ・非行防止教室(2年) | ・第1回クラスマネジメントシートの実施 学年集約と共有① | ・二者懇談期間 ・授業参観 ・休日参観(学校評価アンケート) |
| 6 | ◇いじめ対策委員会 「クラスマネジメントシート・教育相談の結果の共有と対策」「記名式いじめアンケートの実施に向けて」 「情報の共有と組織的対応」 「学校評価実施にむけて」 | ・生徒総会 ・小中連携授業参観① | ・第1回記名式いじめアンケートの実施 学年集約と共有① ・教育相談の実施① | ・地域生徒連絡協議会 ・学校運営協議会①(学校関係者評価) |
| 7 | ◇いじめ対策委員会 「アンケート調査の結果の共有と対策」 ◆生徒指導委員会 「夏季休業中の生活について」 | ・夏季休業を迎えるにあたっての心構え ・学年集会 ・夏期補習 ・小中連携授業参観② | こころとからだのアンケート実施① | ・三者懇談会 ・学校評価の実施 |

| | | | | |
|----|---|--|--|-------------------------------------|
| 8 | ◇いじめ対策委員会 「夏休み明けの生徒情報共有」 ◆校内夏季研修会 「4月～7月のいじめ事案の経過の共有」 「夏休み明けの生徒の様子について」 「不登校生徒への関わりについて」 「自殺予防について」 | | ・夏休み明けの生徒の様子を学年で共有 組織的対応の検討 | ・夏祭りパトロール ・地域パトロール |
| 9 | ◇いじめ対策委員会 「学校評価の結果について① PDCA サイクル」 | ・小中連携授業参観③ ・文化祭、体育祭に向けての取組(学級・学年集団づくり) ・文化祭 ・合唱コンクール ・体育大会 | | |
| 10 | ◇いじめ対策委員会 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 ◆職員会議・研修会 「学校評価に基づく改善策について」 | | ・第2回クラスマネジメントシートの実施 学年集約と共有② | ・学校運営協議会② |
| 11 | ◇いじめ対策委員会 「学校評価を受けて改善策を考える」 「年間の取組の見直し①」 「記名式アンケートの実施に向けて」 | 【2年】職場体験 ・小中授業体験、部活動見学 | ・第2回記名式いじめアンケートの実施・学年集約と共有② ・教育相談の実施②(3年進路相談) | ・公開授業週間 ・進路保護者会 ・地域生徒指導連絡協議会② |
| 12 | ◇いじめ対策委員会 「アンケート調査・クラスマネジメントシート・教育相談の結果の共有」 | ・人権学習② ・冬季休業を迎えるにあたっての心構え ・学年集会 【全学年】ケータイ教室 | ・こころとからだのアンケート実施② | ・三者懇談会 ・入学説明会 ・学校評価の実施 |
| 1 | ◇いじめ対策委員会 「9月～12月のいじめ事案の経過の共有」 ◆年間反省①(部会ごと) 「今年度の反省と来年度への課題の共有」 「次年度の基本方針の見直しと作業について」 | | | |
| 2 | ◇いじめ対策委員会 「学校評価の結果について② PDCA サイクル」 「次年度の学校いじめ防止基本方針の確認」 ◆年間反省②(全体) 「今年度の反省と来年度への課題の共有」 | | | ・地域生徒指導連絡協議会③ ・家庭地域教育講座 |
| 3 | ◇いじめ対策委員会 「学校評価の結果について② PDCA サイクル」 「いじめ防止プログラムの見直し③ PDCA サイクル」 | ・3年生を送る会 ・卒業式 ・学級のまとめ ・学年集会 ・性教育 | ・記名式アンケートの保管 ・クラスマネジメントシートデータ保管 | ・学校運営協議会③ |

| | | | |
|--|--|--|--|
| <p>・小中連携の情報の集約について</p> <p>◆職員会議</p> <p>「年間を通してのいじめ事案の経過の共有」</p> <p>「来年度のいじめ防止基本方針について」</p> | | | |
|--|--|--|--|

※生徒会係会<週1回定例>※学力向上チーム会議、総合育成支援委員会、サポート委員会<月1回定例>

※いじめの防止等、生徒の健全育成に向けた取組を計画に基づき実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

最後に

山科中学校では、学校教育目標 「心と言葉、人とのつながりを大切に、自分の未来を切り拓く力を育成する」 山科の心 ~折れない心、熱い心、優しい心~の基、様々な学習や取組を通して自己有用感を育てる心の教育に全力を挙げて取り組んでいます。

いじめについては、ほんの些細な行為が予期せぬ方向に推移し、重大な事態に発展することを共通理解し、みんなで考えていかなければなりません。

初期段階のいじめであっても学校がチーム・組織として把握（いじめを認知）し、毅然とした姿勢で指導を徹底し、継続して見守ることで、解決につなげていきたいと考えています。

いじめを認めない、許さない風土づくりはもちろん、起こった際の連携・協力は不可欠です。

生徒の皆さん、保護者の皆さん、地域の皆さんの“気づき”が未然防止、早期発見、早期解決につながります。

何か気づかれた場合は、学校にご相談・ご報告いただければ有り難いです。

今後とも、よろしくお願い致します。